

# 一宮市無電柱化推進計画

---

令和元年 12 月  
一 宮 市



## 目 次

1	はじめに	1
2	無電柱化の意義と目的	2
3	無電柱化の現状	3
	（1）無電柱化の整備手法	3
	（2）本市における無電柱化の現状	3
4	無電柱化の推進に関する基本的な方針	5
5	無電柱化推進計画の期間	7
6	無電柱化の推進に関する目標	8
7	無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	10
	（1）多様な整備手法の活用とコスト縮減の促進	10
	（2）無電柱化によるまちの魅力の向上	12
	（3）関係者間の連携の強化	13
	（参考）用語解説	- 1 -

## 1 はじめに

近年、頻発する地震や台風などの大規模災害で、電柱が倒壊し、緊急車両が通行できないなど、救助や救援活動に支障が生じた事例が多くあります。また、日常生活においては、電柱が歩行者や車いす使用者の通行を妨げるとともに、上空を張り巡らされた電線が良好な景観を損ねています。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成などを図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進することなどを目的として、「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）が平成 28 年 12 月に施行されました。また、平成 30 年 4 月には無電柱化法第 7 条の規定に基づき、国において「無電柱化推進計画」が策定され、無電柱化法第 8 条では市町村無電柱化推進計画の策定を市町村の努力義務として規定しています。

本市では、甚大な被害の発生が懸念されている南海トラフ地震への対応など、より一層災害に強いまちづくりが求められているとともに、令和 9 年のリニア中央新幹線開業を見据えた魅力と活気あるまちづくりが求められています。

このような状況を受け、本市ではより魅力あるまちの形成に向けて、災害の防止や安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成の観点から無電柱化を推進していくため「一宮市無電柱化推進計画」を策定します。

## 2 無電柱化の意義と目的

無電柱化を図ることで、安全かつ安心して生活できる環境が整備され、また、良好な景観を形成することにより、本市の魅力が増すこととなります。

このことを踏まえ、本市では、以下の3点を目的として無電柱化を推進します。

### ア 災害の防止

地震や台風などの災害時において、電柱の倒壊や電線の切断による道路閉塞を防止するとともに、架空線と比べて電線類の被害を軽減し、電力や通信の安定供給を確保することで、都市の防災機能が向上します。

### イ 安全かつ円滑な交通の確保

歩行者の多い道路や通学路などにおいて、歩道の有効幅員が広くなり、道路の見通しを良くすることで、安全で快適に通行できる道路空間を確保します。

### ウ 良好な景観の形成

景観の阻害要因となる電柱や電線をなくすことで、良好な景観が形成され、まちの魅力向上につながります。



図 2-1 災害時の電柱倒壊による道路閉塞状況  
(出典:国土交通省ウェブサイト)



図 2-2 無電柱化路線  
(市道 0118 号線:栄 3 丁目)

### 3 無電柱化の現状

#### (1) 無電柱化の整備手法

無電柱化の整備手法は、地中化方式による無電柱化と地中化方式以外による無電柱化に分類されます。(図 3-1 参照)

平成 7 年の「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」施行以降は、主に電線共同溝方式で無電柱化の整備が進められています。(図 3-2 参照)

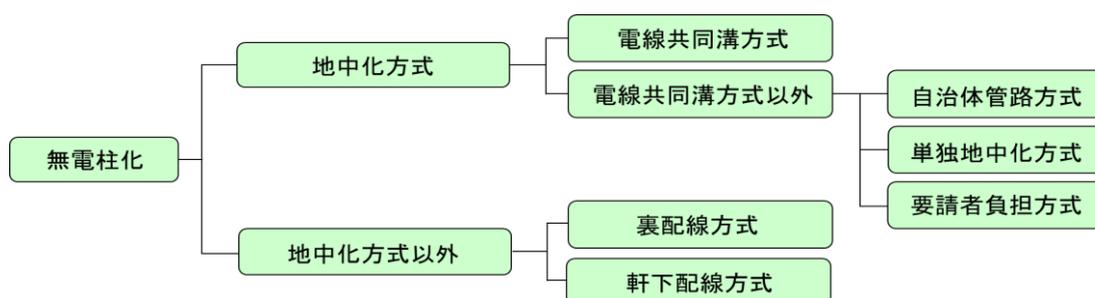
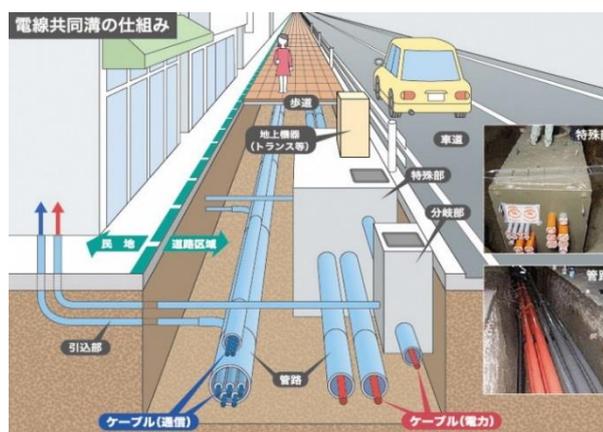


図 3-1 無電柱化の整備手法



(出典:国土交通省ウェブサイト)

図 3-2 電線共同溝の仕組み

#### (2) 本市における無電柱化の現状

本市では、都心地区の魅力向上及び活性化を目的に作成した「都市基幹道路等整備基本計画」に基づき、一宮駅周辺や本町地区の市内中心部と骨格となる幹線道路で無電柱化を進めてきました。(図 3-3 参照)

平成 30 年度末時点で、本市が管理している道路における無電柱化の整備済み延長は 5 路線で約 1.7 キロメートルとなっています。

また、国道などを含めた市内の整備済み延長は 8 路線で約 7.6 キロメートルとなっています。(表 3-1 参照)

図 3-3 無電柱化整備済み区間（平成 30 年度末）

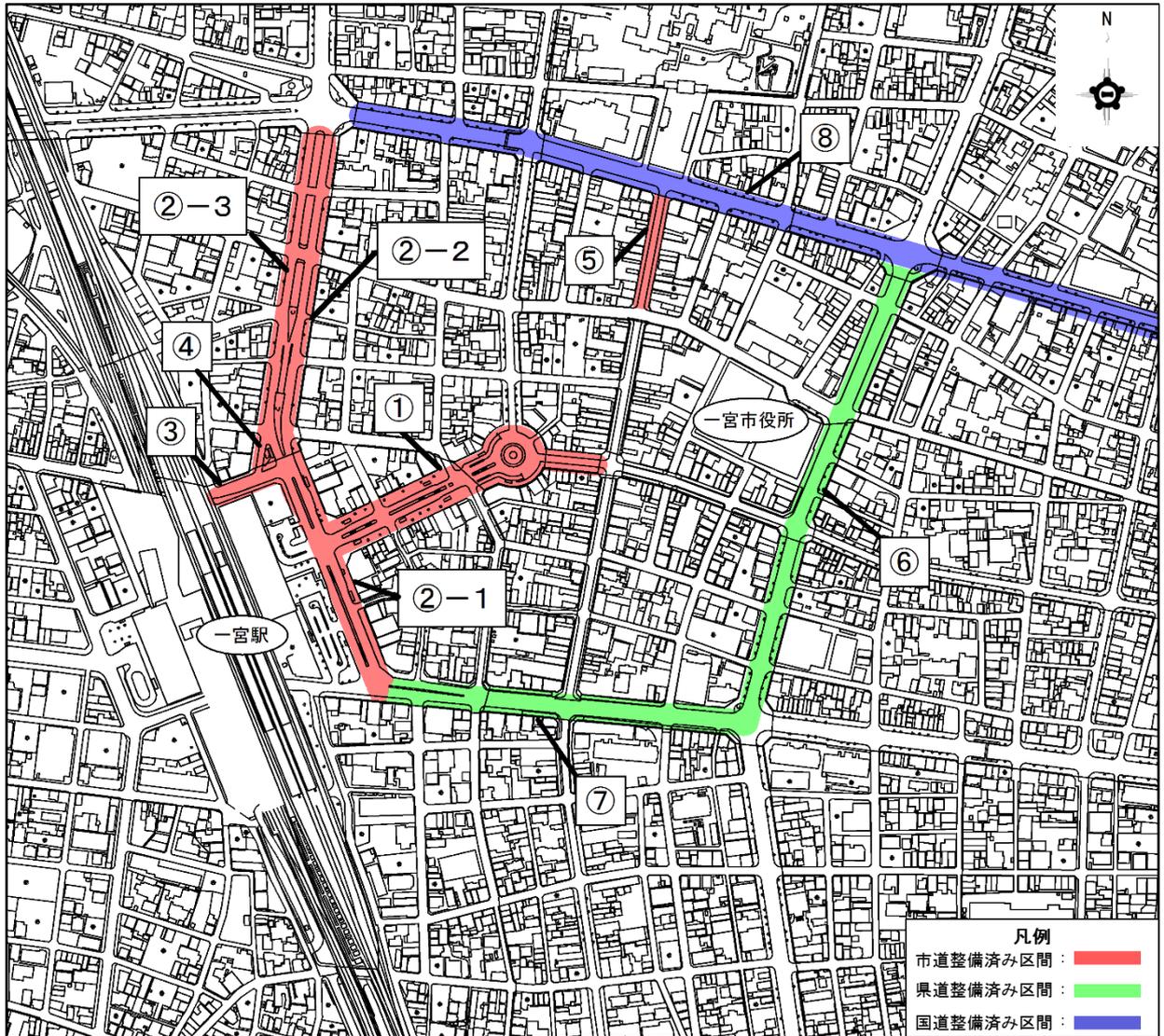


表 3-1 無電柱化整備済み区間集計表(平成 30 年度末)

事業主体	番号	路線名	場所	道路延長 (km)	整備延長 (km)	工事期間
一宮市	①	市道 0 1 1 8 号線	栄 3 丁目 ~ 本町 2 丁目	0.27	0.53	H 7
	②-1	市道 0 1 3 6 号線	栄 1 丁目 ~ 栄 3 丁目	0.55	0.26	S 61
	②-2		栄 1 丁目		0.28	H 2 ~ H 3
	②-3		栄 2 丁目		0.29	H 19 ~ H 21
	③	市道 0 1 1 7 号線	栄 3 丁目	0.03	0.03	H 21
	④	市道 K 0 5 0 2 号線	栄 2 丁目	0.04	0.04	H 21
	⑤	市道 0 1 3 5 号線	本町 1 丁目	0.12	0.24	H 27 ~ H 28
		市道計		1.01	1.67	
愛知県	⑥	県道名古屋一宮線	本町 1 丁目 ~ 本町 3 丁目	0.43	0.82	H 19 ~ H 20
	⑦	県道尾張一宮停車場線	栄 3 丁目 ~ 本町 3 丁目	0.35	0.55	S 61
		県道計		0.78	1.37	
国	⑧	国道 1 5 5 号	緑 4 丁目 ~ 栄 1 丁目	2.27	4.54	H 9 ~ H 15
		国道計		2.27	4.54	
		整備済計		4.06	7.58	

## 4 無電柱化の推進に関する基本的な方針

本市では、重点的に無電柱化を進める対象として、以下のような道路において、優先的に無電柱化を推進します。(図 4-1、表 4-1 参照)

### ア 災害の防止

災害直後から、医療や緊急物資の輸送などの応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき重要な道路である緊急輸送道路を対象路線とし、防災拠点、災害拠点病院及び物資拠点を結ぶ道路について優先的に整備を推進します。

また、国道 22 号などの緊急輸送道路については、道路管理者である国や県の協力を得つつ無電柱化を推進します。

### イ 安全かつ円滑な交通の確保

事故やヒヤリハットの多い通学路において、安全確保の観点から無電柱化を推進します。

### ウ 良好な景観の形成

まちの魅力向上の観点から、良好な景観の形成を誘導することが必要な地区において、まちづくりという大きな枠組みのなかで、無電柱化を推進します。

図 4-1 無電柱化推進候補路線図

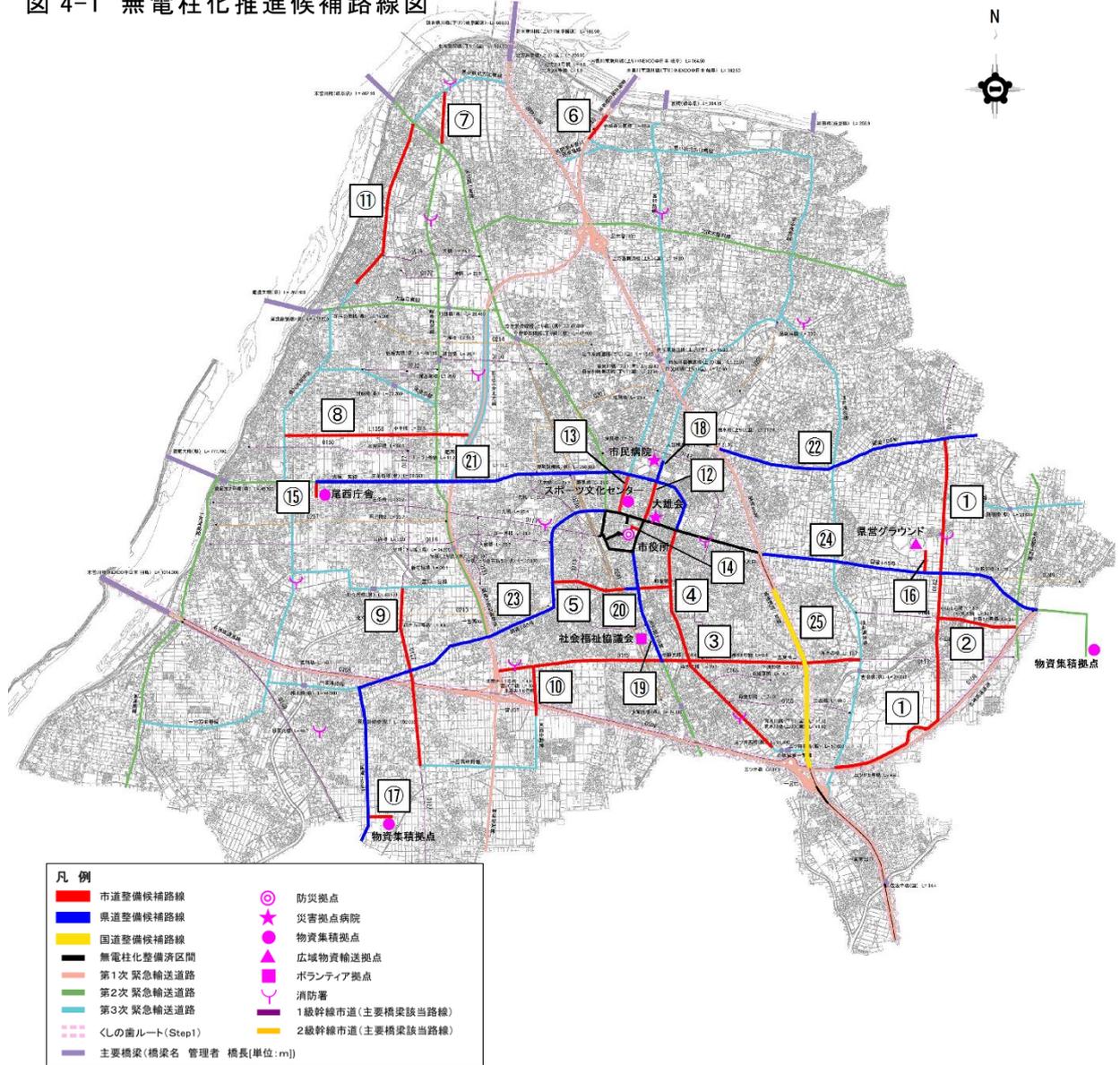


表 4-1 無電柱化推進候補路線

事業主体	番号	路線名	都市計画道路名	場所	備考
一宮市	①	市道 0142 号線 市道 0108 号線	加茂伝法寺線	千秋町加茂～三ツ井5丁目	第3次緊急輸送道路
	②	市道 0144 号線	—	千秋町町屋～千秋町小山	第3次緊急輸送道路
	③	市道 0112 号線	一宮春日井線	大和町苅安賀～千秋町浅野羽根	第3次緊急輸送道路
	④	市道 0120 号線	濃尾大橋線	羽衣1丁目～丹陽町三ツ井	第3次緊急輸送道路
	⑤	市道 0114 号線	富田一宮線	住吉1丁目～北園通5丁目	第3次緊急輸送道路
	⑥	市道 B645 号線 市道 B644 号線	—	光明寺	第3次緊急輸送道路
	⑦	市道 A027 号線	西尾張中央道	北方町中島	第3次緊急輸送道路
	⑧	市道 L1607 号線 市道 L1358 号線 市道 L1230 号線	—	開明～小信中島	第3次緊急輸送道路
	⑨	市道 0127 号線	奥西御堂線	萩原町高木～萩原町花井方	第3次緊急輸送道路
	⑩	市道 0131 号線	神山高井線	大和町北高井～大和町苅安賀	第3次緊急輸送道路
	⑪	市道 0178 号線	光明寺二ツ屋線	北方町中島～木曾川町玉ノ井	第3次緊急輸送道路
	⑫	市道 0138 号線	一宮各務原線	松降1丁目～松降2丁目	第3次緊急輸送道路
	⑬	市道 0137 号線	光明寺街道線	大宮1丁目～大宮3丁目	第3次緊急輸送道路
	⑭	市道 K0486号線ほか2線	—	本町1丁目～本町2丁目	第3次緊急輸送道路
	⑮	市道 0125 号線	一中線	小信中島～東五城	第3次緊急輸送道路
	⑯	市道 G872 号線	—	千秋町佐野	第3次緊急輸送道路
	⑰	市道 H787 号線	—	萩原町中島～萩原町高木	第3次緊急輸送道路
愛知県	⑱	一般県道一宮各務原線	一宮各務原線	松降2丁目～文京2丁目	第3次緊急輸送道路
	⑲	一般県道名古屋一宮線	名古屋岐阜線	牛野通3丁目～本町3丁目	第2次緊急輸送道路
	⑳	主要地方道一宮蟹江線	富田一宮線	公園通3丁目～北園通1丁目	第3次緊急輸送道路
	㉑	主要地方道大垣一宮線	濃尾大橋線	羽衣1丁目～小信中島	第2次緊急輸送道路
	㉒	国道 155 号	北尾張中央道	常願通7丁目～千秋町加茂	第1次緊急輸送道路
国	㉓	国道 155 号	一宮弥富線	栄1丁目～萩原町西御堂	第1次緊急輸送道路
	㉔	国道 155 号	一宮小牧線	緑4丁目～千秋町町屋	第3次緊急輸送道路
	㉕	国道 22 号	—	三ツ井3丁目～緑5丁目	第1次緊急輸送道路

## 5 無電柱化推進計画の期間

令和元年度から令和10年度までの10年間とします。

## 6 無電柱化の推進に関する目標

令和10年度までに、防災上特に重要な道路となる緊急輸送道路において、多様な整備手法の活用によるコスト縮減や関係者間の連携の強化を図りながら、下記の道路において、無電柱化の整備を推進します。(図6-2、表6-1参照)

なお、無電柱化の推進に向けては、電線管理者等関係事業者との調整が不可欠であり、社会情勢の変化への対応や国の無電柱化計画との整合性及び予算の確保などが必要なことから、事業の実施状況を踏まえ必要に応じて本計画の見直しを行うものとしします。

- ① 市道0138号線(都市計画道路一宮各務原線)の無電柱化に着手します。

(図6-1参照)

(第3次緊急輸送道路、道路管理者：一宮市)



図6-1 市道0138号線

- ② 国道22号の名神高速道路交差箇所から浅野交差点までの区間について、令和元年度より整備に着手します。

(第1次緊急輸送道路、道路管理者：国)

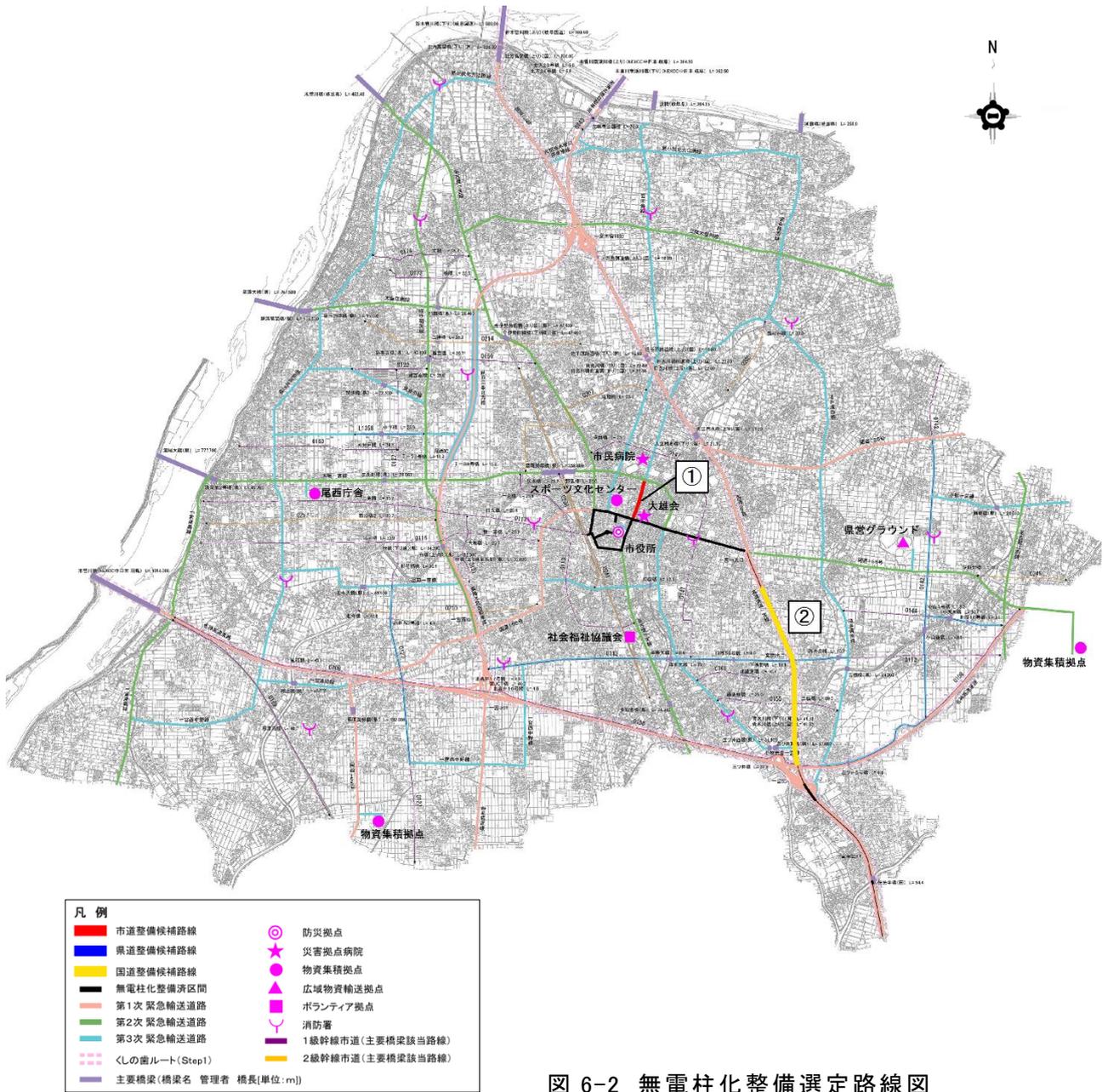


図 6-2 無電柱化整備選定路線図

表 6-1 無電柱化整備選定路線

事業主体	番号	路線名	都市計画道路名	場所	備考
一宮市	①	市道 0138 号線	一宮各務原線	松降 1 丁目～松降 2 丁目	第3次緊急輸送道路
国	②	国道 22 号		三ツ井3丁目～緑 5 丁目	第1次緊急輸送道路

## 7 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

### (1) 多様な整備手法の活用とコスト削減の促進

現在、全国的に実施されている電線共同溝の整備による無電柱化は、多大な整備費用を要し、道路管理者及び電線管理者の費用負担が大きいことが、無電柱化が進まない主な要因となっています。(図 7-1 参照)

また、無電柱化には電線共同溝などの電線類収容施設の本体工事に加え、支障となる既設埋設物の移設工事、電線管理者による引込管設置工事やケーブルの入線工事などを段階的に行う必要があるため、事業期間が長期に及んでいます。(図 7-2 参照)

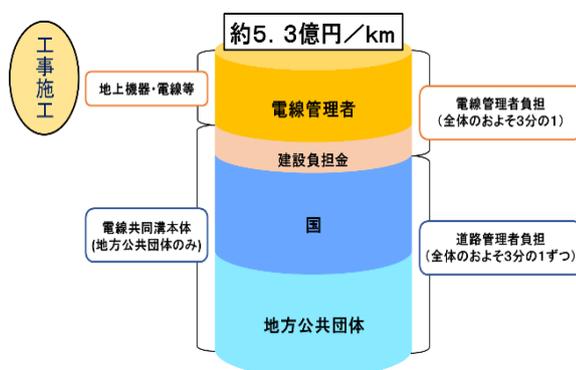
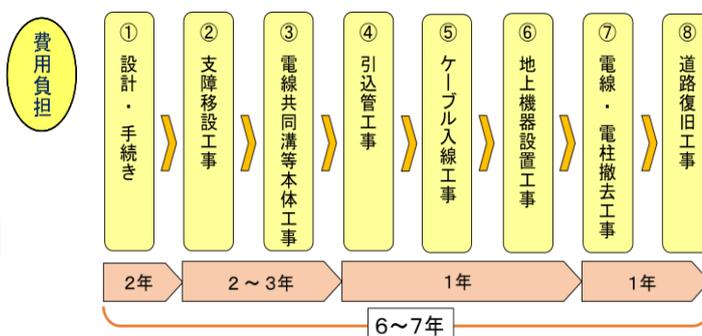


図 7-1 電線共同溝方式による費用及び費用負担



※ 道路延長 500メートル程度の整備の場合  
 ※ 実際の工程は現地状況等によって異なる場合がある

図 7-2 標準的な電線共同溝の整備スケジュール

上記を踏まえ、無電柱化の整備に際しては、コスト削減や事業期間の短縮を図るため、道路や沿線の状況を踏まえ、多様な整備手法の活用を検討します。

なお、整備手法については、電線管理者等関係事業者や地元関係者との調整を行い決定します。

#### ア 電線共同溝方式

電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況及び既設埋設物の状況などに応じ低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式などの採用を進めます。(図 7-3 参照)

現在、低コスト手法は施工実績が少なく利点や課題が明らかになっていないことから、国の動向や各地で実施されたモデル施工のメリット・デメリットなどを踏まえ、電線管理者との調整を行いながら、採用に向

けた検討を進めます。

また、従来の電線共同溝方式についても、新たな管路材の採用による材料費の縮減や施工性の向上、特殊部のコンパクト化による掘削土量の削減や支障移設の回避などについて検討を行い、コスト縮減を図っていきます。

	管路の浅層埋設 (実用化済)	小型ボックス活用埋設 (実用化済)	直接埋設 (国交省等において実証実験を実施)
整備手法	現行より浅い位置に埋設  浅層埋設の事例	小型化したボックス内にケーブルを埋設  小型ボックスの事例	ケーブルを地中に直接埋設  直接埋設の事例(京都)
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>浅層埋設基準を緩和(平成28年4月施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデル施工(平成28年度～)</li> <li>電力ケーブルと通信ケーブルの離隔距離基準を改定(平成28年9月施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接埋設方式導入に向けた課題のとりまとめ(平成27年12月)</li> <li>直接埋設用ケーブル調査、舗装への影響調査(平成28年度)</li> <li>実証実験を実施(平成29～)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引きver.2」を作成し、自治体へ配布(平成31年3月発出)</li> <li>電線共同溝技術マニュアル改正予定</li> </ul>		

図 7-3 低コスト手法の概要 (出典:国土交通省資料を加工して作成)

## イ 単独地中化方式

無電柱化の必要性の高い道路のうち、電線共同溝などの整備を行わない道路については、電線管理者に単独地中化方式による無電柱化を要請します。単独地中化方式の実施に際しては、地域住民などの合意形成等無電柱化の円滑な実現にむけて電線管理者と一体となって取り組みます。

## ウ 道路事業等に合わせた無電柱化

道路事業や市街地開発事業、自転車通行空間整備事業などが実施される際に、事業の状況を踏まえつつ、無電柱化できるときは電線管理者と連携して無電柱化を検討します。また、無電柱化の実施に際しては、施工時期などの調整が適切に実施されるよう協力します。

## エ 占用制度の的確な運用

電柱の占用制限などの制度の的確な運用に向けて、国や県がすでに実施している緊急輸送道路における新設電柱の占用制限措置を、本市においても電線管理者への意見聴取を行い実施していきます。

また、国において検討・措置の方針が示されている新設電柱に係る占用制限措置の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施、道路の地下に設置した電線などに関する占用料の減額措置について、国や県の動向を踏まえて実施していきます。

今後、占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進します。

上記の事業手法のほか、自治体管路方式、要請者負担方式、裏配線方式、軒下配線方式の採用、また、電線管理者などが既存の地中管路などを用いる既存ストックの活用についても検討し、効率的に無電柱化を推進します。

## (2) 無電柱化によるまちの魅力の向上

無電柱化の整備にあわせて、道路のバリアフリー化や自転車通行空間の整備などを行い、安全で快適な通行空間や良好な景観の形成を図ります。

本市では、平成 30 年 10 月に一宮駅周辺に新たな賑わいを創出するため、土地の高度利用化の促進を目的とし、一宮駅周辺の容積率緩和を行いました。

(図 7-4 参照)

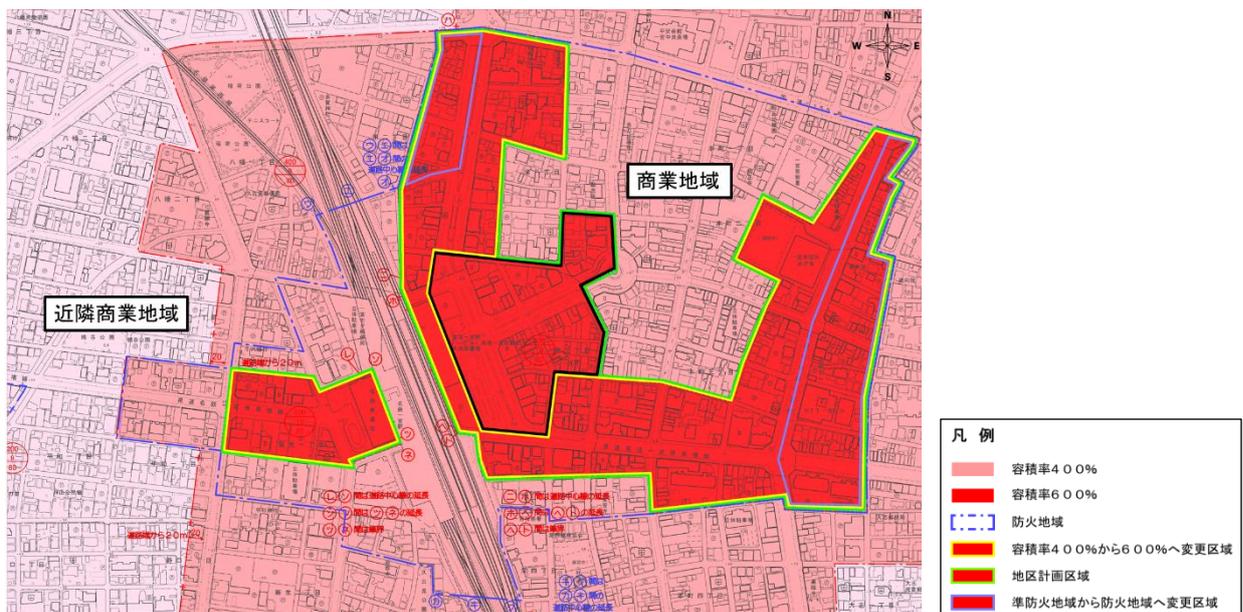


図 7-4 一宮駅周辺における容積率の緩和区域図

さらに、美しいまち並みの保全・創出、自然環境の保護や住民の景観に対する意識向上を図るため、令和3年度に「景観計画」の策定を予定しています。

無電柱化の実施に際しては、これらの計画と整合しつつ、必要な地区では無電柱化を促進し、より魅力ある道路景観を創出することで、さらなるまちの魅力向上に取り組んでいきます。

### (3) 関係者間の連携の強化

#### ア 推進体制

愛知県電線地中化推進協議会を通じて、無電柱化の対象区間等無電柱化の推進に係る調整を行います。

具体的な無電柱化の実施にあたっては、低コスト手法を含む整備手法の選択、地上機器の設置場所などに関して、必要に応じて地域の合意形成を図るための地元協議会を設置するなど、事業の円滑化に向けた推進体制の構築を図ります。

#### イ 関係事業者及び他事業との連携

無電柱化を実施する際には、一宮市道路占用者等連絡協議会などの工事関係者が集まる会議を活用し、相互の工事を調整しコスト縮減や工期の短縮を図るとともに、民地への引込設備を集約するなど、関係事業者と積極的に連携を図ることで効率的に整備を進めます。

また、道路事業や自転車通行空間整備事業などの他事業と連携して無電柱化を実施するなど、総合的かつ計画的に取り組むよう努めます。

#### ウ 道路以外の土地の活用

地上機器の設置場所として、道路空間に余裕が無い場合や良好な景観の形成などの観点から道路上への設置が望ましくない場合は、公共施設などの公有地や公開空地などの民地の活用を検討します。

## (参考) 用語解説

### ○無電柱化

道路の地下空間を活用した電線類地中化や、表通りから見えないように電線類を配線する裏配線などにより、道路から電柱をなくすこと。

### ○電線管理者

電気事業者、通信事業者など、道路上の電柱又は電線の設置及び管理を行う事業者。

### ○電線共同溝方式

2以上の電線管理者の電線を収容するため設ける地下施設のこと。道路管理者が電線共同溝の整備及び管理を行い、電線管理者が電線や地上機器の整備及び管理を行う方式。

### ○自治体管路方式

地方公共団体が管路設備の整備及び管理を行い、電線管理者が管路設備以外の整備及び管理を行う方式。管路設備は、道路占用物件として地方公共団体が管理する。

### ○単独地中化方式

電線管理者が整備及び管理を行う方式。

### ○要請者負担方式

全額要請者が費用を負担し整備を行う方式。管理者は関係者による協議のうえ決定する。

### ○裏配線方式

表通りの無電柱化を行うため、裏通りなどへ電柱、電線などを移設する方式。

### ○軒下配線方式

建物の軒などを活用して、電線類の配線を行う方式。

## ○緊急輸送道路

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給などの応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な道路。

## ○第1次緊急輸送道路

緊急輸送道路のうち、県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港などを連絡し、広域の緊急輸送を担う道路。

## ○第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共施設、港湾、ヘリポート、災害拠点病院、自衛隊など）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路。

## ○第3次緊急輸送道路

第1次、第2次緊急輸送道路を補完するその他の道路。

## ○防災拠点

災害時に物資の備蓄や応急救護、情報の収集・伝達など様々な応急災害対策活動の拠点となる施設や場所。

## ○建設負担金

電線共同溝の建設に要する費用のうち、電線管理者が負担する費用。

## ○既存ストックの活用

既に道路下に埋設されている電力設備、通信設備（管路など）を電線共同溝の一部として活用すること。

## ○市街地開発事業

公共施設（道路や公園など）の整備と宅地の開発を総合的な計画に基づいて一体的に行う事業。土地区画整理事業や市街地再開発事業などがある。

## ○地上機器

電線類を地中化する際に地上に設ける機器。保守作業時の切り替えのための多回路開閉器や、高圧の電気を一般家庭用の低圧の電気に降圧させる変圧器がある。

## ○特殊部

分岐部、接続部ならびに地上機器部などの総称。分岐部とは、電線の需要家への配線などのために設ける分岐のための部分、接続部とは、電線を接続するために設ける部分をいう。

## ○浅層埋設方式

管路を従来よりも浅い位置に埋設する方式。埋設位置が浅くなることで、掘削土量の削減や特殊部のコンパクト化などの特徴がある。

## ○小型ボックス活用埋設方式

小型ボックス内に、電線を埋設する方式。電線共同溝本体の構造をコンパクト化したもの。

## ○愛知県電線地中化推進協議会

電線類の地中化を計画的かつ円滑に推進し、また、施設管理の適正化を図るために設立された協議会のこと。無電柱化推進のための各種調整を行っている。

## ○一宮市道路占用者等連絡協議会

一宮市内の道路工事のコスト縮減や工期短縮、効率化を目的として、一宮市の工事担当部署や占用者が集まり、それぞれの工事計画や施工時期、施工方法などについて調整を行っている。

## ○公開空地

建築基準法に基づく総合設計制度の適用により、ビルやマンションなどの開発敷地内に設けられた空地のことで、周囲を塀で囲わず、一般の人が利用できるようにしたもの。

○無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号）

無電柱化の推進に関し、基本理念、国の責務、推進計画の策定などを定めることにより、施策を総合的・計画的・迅速に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上、国民経済の健全な発展に資することを目的とした法律。

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年3月23日法律第39号）

電線共同溝の建設及び管理に関する特別の措置などを定め、特定の道路において、電線共同溝の整備などを行うことにより、当該道路の構造の保全を図りつつ、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図ることを目的とした法律。

○道路法第37条（平成25年6月改正）に基づく電柱の占用制限について

道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路若しくは幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るため、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合においては、道路法第37条に基づき、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる。





## 一宮市無電柱化推進計画

一宮市役所建設部道路課

〒491-8501 一宮市本町 2 丁目 5-6

電話番号 0586-28-9144 (ダイヤルイン)

F A X 0586-73-9217

発行年月 令和元年 12 月